

## にかほ市交流イベント開催業務委託公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、にかほ市交流イベント開催業務委託（以下「本業務」という。）の契約予定者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

にかほ市交流イベント開催業務委託

#### (2) 業務内容

にかほ市交流イベント開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月5日まで

### 2 提案（見積）金額の上限額

金2,004,800円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和7・8年度にかほ市入札参加資格者名簿「物品・役務」の登録業者であること。  
ただし、登録を申請中の者も参加できるものとする。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及びにかほ市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) にかほ市暴力団等排除措置要綱（平成25年告示第44号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 令和8年3月31日までの過去5年間に於いて、他自治体で同種業務の履行実績があること。

#### 4 プロポーザルに関する手続き

##### (1) スケジュール表

本プロポーザルに関する手続きは、次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
実施要領の公表	令和8年6月5日(金)
質問の受付期間	令和8年6月16日(火)午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年6月19日(金)
参加申込の受付	令和8年6月26日(金)午後5時まで
参加申込結果通知	令和8年6月30日(火)
企画提案書等の受付	令和8年7月6日(月)午後5時まで
審査委員会(プレゼンテーション)	令和8年7月14日(火)※予定
審査結果通知	令和8年7月17日(金)※予定
契約締結日	令和8年7月21日(火)※予定

##### (2) 提出様式(各様式はホームページからダウンロードすること。)

- ① 質問書 (様式第1号)
- ② 参加申込書 (様式第2号)
- ③ 会社の概要 (様式第3号)
- ④ 業務実績書 (様式第4号)
- ⑤ 企画提案書等提出届 (様式第5号)
- ⑥ 企画提案書 (任意様式)
- ⑦ 業務実施体制 (様式第6号)
- ⑧ 見積書 (様式第7号)
- ⑨ 参加辞退届 (様式第8号)

##### (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、質問書(様式1)を提出すること。口頭による質問は不可とする。

###### ① 受付期限

令和8年6月16日(火)午後5時まで(必着)

###### ② 提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信すること。

提出先メール: renkei@city.nikaho.lg.jp

###### ③ 回答方法

令和8年6月19日(金)に、市公式ホームページにて公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

#### (4) 参加申込書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書類を作成し、提出すること。

##### ① 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

##### ② 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 会社の概要（様式第3号）

ウ 業務実績書（様式第4号）

エ その他必要な添付書類

- ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人格を持たない団体の場合は代表者の住民票の写し）※応募日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書。
- ・法人の定款の写し（法人格を持たない団体の場合は規約等の写し）
- ・国税及び地方税に係る未納若しくは未納がないことの証明又は納税証明書（法人格を持たない団体の場合は代表者の国税及び地方税に係る未納若しくは未納がないことの証明又は納税証明書）※応募日前3か月以内に発行されたもの。

##### ③ 提出部数

1部

##### ④ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。

#### (5) 参加資格審査結果通知

参加申込みに係る結果については、令和8年6月30日（火）までに、参加申込書（様式第2号）に記入されているアドレスに電子メールで通知する。

#### (6) 企画提案提出書受付

参加資格者は、企画提案提出書を作成し、提出すること。

##### ① 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時まで（必着）

##### ② 提出書類

ア 企画提案書等提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制（様式第6号）

エ 見積書（様式第7号）及び内訳明細書等一式（任意様式）

##### ③ 提出部数

6部

##### ④ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。

## (7) プレゼンテーションの実施

### ① 実施日

令和8年7月14日（火）※時間及び場所は別途通知する。

### ② 実施方法

ビデオ会議システムZoomによるオンライン形式でのプレゼンテーションとし、参加者ごとに、提案内容についてプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の合計30分以内とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切ることとする。

### ③ 出席者等

出席者は、本業務に従事する予定である担当者とし、出席人数は3名以内とする。

### ④ プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項等

ア プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ プレゼンテーションは、応募者が提出した企画提案書をもとにした内容をスライド等（パワーポイント等）で表現したものとする。

ウ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とし、指定時間の10分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合は失格とする。

エ 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

## 5 審査方法

審査方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施にあたっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行った上で、契約候補者を選定する。
- (2) 本プロポーザルの審査は、別に定める「にかほ市交流イベント開催業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。
- (3) 審査項目及び配点は、別に定めるものとし、最も点数の高い提案をした者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は、委員の多数決をもって契約候補者を決定し、同数の場合は、委員長が決定する。
- (4) 参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、契約候補者とする。
- (5) 審査結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、文書により審査結果を通知する。

なお、審査内容や選定結果に対しての異議は受け付けない。

また、審査結果の概要として次の内容を本市公式ホームページにて公表する。

① 受託候補者の名称と点数。

② その他の参加者（名称は、A社、B社とする。）と点数。

## 6 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的を問わず故意に接触をした場合など、委員会の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要領の委託上限額を超える金額で提案された場合
- (5) プレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に資格要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

## 7 契約の締結

### (1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒアリングにおいて契約候補者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉権者」という。）が提出した見積金額を上限として見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 優先交渉権者と契約が不調になった場合は、次点者である契約候補者を優先交渉権者とする。

### (2) 契約手続きについて

にかほ市財務規則（平成17年規則第41号）に定める随意契約の手続きにより、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

### (3) 仕様書について

契約時における仕様書は、本市と優先交渉権者との協議により、必要に応じて変更することがある。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本市に提出された書類については、返却しない。
- (3) 本市に提出された書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- (4) 1参加者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (5) 参加資格者は、参加辞退届（様式第8号）の提出により本プロポーザルへの参加を辞退することができる。なお、参加を辞退したことにより、今後の本市との契約について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 9 問合せ先

にかほ市企画振興部 連携推進課

住 所：〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

電 話 番 号：0184-43-7510

F A X：0184-62-9013

電子メール：renkei@city.nikaho.lg.jp